

ユアサイドニュース 10月号

執筆時点の9月11日現在、全ての都道府県で令和8年度地域別最低賃金額の改定額が答申されました。全国加重平均は1,177円となり、前年度より56円の引き上げになります。最低賃金は全国一律に切り替えがされるわけではなく、都道府県ごとに発行日が異なります。10月1日より順次発行され、12月2日までは全国で発行が完了する予定です。

下記が主な都道府県の改定額一覧です。

東京都	1,280円(54円引き上げ)	10月1日発行予定
神奈川県	1,279円(54円引き上げ)	10月1日発行予定
大阪府	1,231円(54円引き上げ)	10月1日発行予定

●時給額の確認を行いましょう

改定後の時給額が最低賃金を下回っていないか確認を行う必要があります。時給や日給の場合は1時間あたりに支払われる賃金が把握しやすいですが、月給制の場合も時給額を正確に把握する必要がある為、例を挙げて時給額の確認を行います。

月給者の場合は以下の式で時給額を求めることが出来ます。

＜月給額÷1ヶ月平均所定労働時間＞

例 東京都で働く月給者の場合（1日の労働時間8時間、年間労働日数240日、最低賃金1,280円の場合）

基本給 200,000円 職務手当 10,000円 通勤手当 10,000円 時間外手当 30,000円
計 250,000円

①上記から最低賃金の対象とならないものを除く。通勤手当、時間外手当は対象とならない為除きます。

$250,000円 - (10,000円 + 30,000円) = 210,000円$

②1ヶ月平均所定労働時間を求める

$年間労働日数 240日 \times 1日 8時間 \div 12ヶ月 = 160時間$

$210,000円 \div 160時間 = 時給額 1312.5円 > 最低賃金 1,280円$

上記の場合、最低賃金以上を支払っていることが確認出来ます。

また、意図せず最低賃金を下回っている場合があるため、主な例をご紹介します。

- ・月給を時給換算した際に地域別最低賃金を下回っている。
- ・最低賃金の計算をする際に含めない手当（時間外手当や通勤手当）を含めて計算し、満

たしていると誤認している。

- ・固定残業代を除外した基本給を基に計算をすると時給が最低賃金を下回っている。

特に固定残業代は最低賃金の計算においては算入できない点は見落としがちな為、月給から固定残業代を引いた額を時給に換算した際に、最低賃金を下回っていないか改めて確認を行いましょう。

政府は「遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円」という目標を掲げています。地域別最低賃金に違反した場合、最低賃金法に基づき 50 万円以下の罰金が科されます。労働基準監督署からの是正勧告や行政指導を受ける他、差額を遡って支払う義務が生じることになる為、時給・日給者はもちろん、月給者についても最低賃金額に違反していないか改めて確認を行うことが重要です。